



あたごふれあい人権文化センターだより
2023年9月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

ハンセン病問題を知る

現代では感染することも、発病することも極めてまれなハンセン病。治る病気であるにもかかわらず、その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。隔離するための法律は廃止されましたが、この病気に対する偏見や差別はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。

同じ過ちを繰り返さないために、偏見や差別のない社会を実現するために、この問題から学ぶべきことはたくさんあるはずです。

ハンセン病について知ってほしいこと

《どんな病気なの?》

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、かつては「らい病」と呼ばれていましたが、忌まわしいイメージで人権を傷つけることから現在は使用されず、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、障がいなどの後遺症がのこることがありました。

《治療法はあるの?》

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。我が国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO(世界保健機構)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせる治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

《他の人に感染する?》

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても、発病する力はとても弱い細菌です。現在の日本の衛生状態や、生活や医療の環境を考えると、感染することや発病することはほとんどありません。

忘れてはいけない ハンセン病患者や元患者が受けた苦しみ

《治る病気になっても隔離されたままだった》

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する隔離政策は、明治40年(1907年)の「癩予防二関スル件」から始まり、昭和6年(1931年)に成立した「癩予防法」という法律のもとで進められてきました。(裏面につづく)

差別落書きは重大な人権侵害です!

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL0858-28-5440



癩予防法成立の頃から、患者が一人もいないことをめざし、競って患者を療養所へと入所させる「無らい県運動」が全国で行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒する光景もありました。この運動は戦後にも継続され、ハンセン病が「恐ろしい伝染病」だという誤った認識を社会に植え付け、患者やその家族に対する偏見や差別を強いものになりました。

昭和21年（1946年）には特効薬「プロミン」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていましたが、昭和28年（1953年）、患者の反対を押し切って、この法律を引き継ぐ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。

つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセン病患者の強制収容は続けられ、療養所に收容されると、多くの人は一生そこから出ることができなかつたのです。

《人権をないがしろにされていた療養所での生活》

療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりません。炊事洗濯のほか、道路工事のような重労働をこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をしました。手足の感覚がないために、作業中にけがをしても気付くことができず、指や手足を失ってしまう人もいました。

また、患者たちは子どもをもつことが許されませんでした。ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけを残そうという国の誤った考え方があったためです。患者は、子どもを産めないようにする手術を受けさせられました。人工妊娠中絶手術によって生まれてくることのできなかつた子どもは7,696人にも及びます。（来月号につづく）

※法務省人権擁護局・人権教育啓発推進センター人権啓発冊子より抜粋

ハンセン病療養所 (令和2年5月1日現在)

入所者総数(14カ所) 1,094名

- 国立療養所(13カ所) 1,090名
- 私立療養所(1カ所) 4名



9月のあたごふれあいサロン

日時：9月29日(金)13:30~

内容：ギャザリングで寄せ植え教室

講師：野見 円さん (チトのゆび)

参加費：1,200円程度

準備するもの：軍手、移植ゴテ

※ギャザリングとは、花苗を手の中で組み合わせて一つの花束にしてアレンジメントフラワーのように植える事ができる全く新しい技法です。

※参加される方は、9月8日(金)までに、

あたごふれあい人権文化センター (☎28-5440) へお申し込みください。



10月のあたごふれあいサロン

日時：10月11日(水) 10:00~15:40

内容：視察研修会 「とっとり花回廊に行こう」

日程：10:00 あたごふれあい人権文化センター出発
(とっとり花回廊到着後、昼食と見学)

15:40 あたごふれあい人権文化センター着予定

参加費：300円程度 (昼食代は各自自己負担となります。)

定員：15名 (先着順)

※参加される方は、9月22日(金)までに、

あたごふれあい人権文化センター (☎28-5440) へお申し込みください。

